

〔Ⅳ〕 基準金利適用住宅・割増融資等工事仕様書

基準金利適用住宅・割増融資等工事仕様書の使い方	282
1. バリアフリー住宅工事の仕様	283
2. 省エネルギー住宅工事（一般型）の仕様	290
3. 省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様	302
4. 高規格住宅工事（環境配慮型）の仕様	305
5. 高性能準耐火構造の住宅の仕様	310

基準金利適用住宅・割増融資等工事仕様書の使い方

この仕様書は、公庫融資において、金利優遇を受ける場合における各々の技術基準に適合する住宅の仕様として作成されたものです。具体的には、基準金利適用住宅に係る「バリアフリータイプ」または「省エネルギータイプ」、割増融資工事に係る「バリアフリー住宅工事」、「省エネルギー住宅工事（一般型）」、「省エネルギー住宅工事（次世代型）」、「高規格住宅（環境配慮型）」、公庫融資上は耐火構造と同等とみなす「高性能準耐火構造の住宅」の各々の技術基準に適合する住宅の仕様書として基準の内容を明記するとともに、関連する仕様も含めて作成されています。

本仕様書の使用にあたっては、以下の点にご注意ください。

- (1) 公庫融資に係る基準金利適用住宅である「バリアフリータイプ」または「省エネルギータイプ」のいずれかの技術基準に適合する住宅とする場合は、[Ⅱ]工事仕様書の基準事項に加え、「1. バリアフリー住宅工事の仕様」、「2. 省エネルギー住宅工事（一般型）の仕様」または「省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様」によってください。
- (2) 公庫融資に係る割増融資である「バリアフリー住宅工事」、「省エネルギー住宅工事（一般型）」、「省エネルギー住宅工事（次世代型）」、「高規格住宅工事（環境配慮型）」のいずれかの技術基準に適合する住宅とする場合は、[Ⅱ]工事仕様書の基準事項に加え、「1. バリアフリー住宅工事の仕様」、「2. 省エネルギー住宅工事（一般型）の仕様」、「3. 省エネルギー住宅工事（次世代型）の仕様」または「4. 高規格住宅（環境配慮型）の仕様」によってください。
- (3) 公庫融資に係る構造区分のうち、公庫融資上は耐火構造と同等の優遇を受けることのできる「高性能準耐火構造」の技術基準に適合する住宅とする場合には、[Ⅱ]工事仕様書の基準事項に加え、「5. 高性能準耐火構造の住宅の仕様」によってください。
- (4) 本文のアンダーライン「_____」の部分は、各々の基準に係る項目ですので、訂正すると各々の制度が利用できない場合があります。
なお、アンダーライン「_____」以外の仕様については、ご自分の工事内容に合わせて当該仕様部分を適宜添削するなどしてご使用ください。

1. バリアフリー住宅工事の仕様

1.1 一般事項

- 1.1.1 総 則
1. 基準金利適用住宅（バリアフリータイプ）及びバリアフリー住宅工事割増に係る技術基準（以下「公庫バリアフリー基準」という。）に適合する住宅の仕様は、この項による。
 2. 本項において、アンダーライン「 」の付された項目事項は、公庫バリアフリー基準に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。

留意事項

公庫バリアフリー基準 平成13年に制定された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）が告示されている。

また、「住宅の品質確保の促進に関する法律」（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく「日本住宅性能表示基準」（平成13年国土交通省告示第1346号）が定められ、「高齢者等配慮対策等級（専用部分）」（以下、「性能表示基準」という。）における新築住宅の各等級の基準が定められている。

本項の仕様は性能表示基準の等級3に準拠した内容としているが、公庫バリアフリー基準では基準化されていない事項や数値等もあり、長寿社会に対応した住宅設計を行うためには、本仕様による他、これらの内容に適合するように配慮することが望ましい。

また、本仕様に関する解説や参考図等は、「Ⅲ-3 高齢者等配慮対策等級3の仕様」に逐次掲載されているので、必要に応じて参照すること。

1.2 部屋の配置

- 1.2.1 部屋の配置 高齢者等の寝室がある階には、便所を配置する。

用語

高齢者等の寝室 高齢者が利用する寝室及び高齢者がいない場合で入居者が将来高齢化した場合などに利用予定の居室をいう。

1.3 住戸内の段差の解消

1.3.1 段差の解消

1. 住宅の床のうち次のイ～ニに掲げる部分及びこれらの部分相互間をつなぐ廊下（出入口を含む。）の部分は、段差のない構造（仕上がり5mm以下の段差が生じるものを含む。）とする。
 - イ. 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（2.に該当する場合を除く。また、食事室（2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものとする）ができる。）が同一階にない場合は、これを含む。）
 - ロ. 便所、浴室の床（出入口部分を除く。）、洗面所及び脱衣室（2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものとする）ができる。）
 - ハ. 玄関（土間の部分を除く。）
 - ニ. 高齢者等の寝室が接地階（地上階のうち最も低い位置にある階）以外の階に存する場合の当該階のバルコニー（出入口部分を除く。）
 2. 居室の部分の床のうち次のイ～ホに掲げる全てに適合するものとその他の部分の床との間には、300mm以上450mm以下の段差を設けることができるものとする。
 - イ. 介助用車いすの移動の妨げとならない位置にあること
 - ロ. 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2）未満であること
 - ハ. 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること
 - ニ. 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること
 - ホ. その他の部分の床より高い位置にあること
 3. 玄関、浴室に段差を設ける場合には、次による。
 - イ. 玄関の出入口の段差においては、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下とする。
 - ロ. 浴室の出入口の段差においては、20mm以下の単純段差とする、又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置する。
 4. 1及び3以外の部分においては、次の部分を除いて床を段差のない構造とする。
 - イ. 玄関の上がりかまちの段差
 - ロ. 勝手口その他の開口部の出入口及び上がりかまちの段差
 - ハ. バルコニーの出入口の段差
 - ニ. 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差
- 床組、床板張りについては、それぞれⅢ-3.3.2（床枠組）、Ⅲ-3.3.3（床板張り）の項による。

1.3.2 床組・床板張り

1.4 住戸内階段

1.4.1 住戸内階段の勾配

住戸内階段の踏面と蹴上げの寸法は、次のイ、ロ及びハ（ただし、階段の曲がり部分については、その形状が、次の（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当する場合の当該寸法についてはこの限りではない。）による。ただし、ホームエレベーターを設置する場合又は小屋裏・地下室の居室以外にいたる階段にあっては、この限りではない。

イ、階段の勾配（ R/T ）を、 $22/21$ 以下とする。

ロ、踏面（ T ）を 195mm 以上とする。

ハ、踏面（ T ）と蹴上げ（ R ）の関係を $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$ とする。

<寸法規定（イ、ロ、ハ）が緩和される曲がり部分>

（イ） 90° 曲がり部分が下階床から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の形状がすべて 30° 以上となる回り階段の部分

（ロ） 90° 曲がり部分が踊り場から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の形状がすべて 30° 以上となる回り階段の部分

（ハ） 180° 曲がり部分が4段となる場合で、その踏面の狭い方の形状が 60° 、 30° 、 30° 及び 60° の順となる回り階段の部分

1.4.2 住戸内階段の構造

1. 住戸内階段の形状は、直階段又は折れ階段とし、中間には踊り場を設ける。
2. 住戸内階段の蹴込みは 30mm 以内とする。（ただし、ホームエレベーターを設置する場合を除く。）

1.5 手 す り

1.5.1 手すりの設置箇所

1. 住戸内階段は以下のとおりとする。
 - イ. 住戸内階段には手すりを設置する。
 - ロ. 勾配が45°を超える場合にあっては両側に手すりを設置する。
 - ハ. 設置高さは踏面の先端からの高さ700mmから900mmの位置とする。
- ニ. 階段の手すりを片側に設置する場合の設置箇所は、原則として下階に向かって利用者の利き腕側に設置する。
2. 浴室は以下のとおりとする。
 - イ. 浴室には手すりを設置する。
 - ロ. 浴室の手すりの設置は、用途に応じて次の設置箇所及び種類を標準とし、設置個数はいずれか1つ以上とする。
 - ☐ (イ) 浴槽またぎ越し時の姿勢安定のための縦手すりを浴槽縁の壁面に設置する。
 - ☐ (ロ) 浴槽内における立ち座り及び姿勢保持のためのL型手すり又は横手すりを浴槽の側部壁面に設置する。
 - ☐ (ハ) 浴室内外の移動時の歩行安定のための縦手すりを出入口部の壁面に設置する。
 - ☐ (ニ) 洗い場における立ち座り時の姿勢安定用は、縦手すりとし洗い場の壁面に設置する。
 - ☐ (ホ) 浴室内部移動時の歩行安定用は横手すりとし、出入口から洗い場までの壁面に設置する。
3. 便所には立ち座りのための手すりを設置する。
4. 玄関には上がりかまち部の昇降及び着脱のための手すりを設置するか、又は設置準備をする。
5. 脱衣室には衣服の着脱のための手すりを設置するか、又は設置準備をする。
6. バルコニーには転落防止のために手すりを次のいずれかにより設置する。
 - ☐ イ. 腰壁の高さが650mm以上1,100mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
 - ☐ ロ. 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合、腰壁から800mm以上の高さに達するように設置する。
 - ☐ ハ. 腰壁の高さが300mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
7. 2階以上の窓には転落防止のための手すりを次のいずれかにより設置する。
 - ☐ イ. 窓台の高さが650mm以上800mm未満の場合、床面から800mm（3階以上の窓は1,100mm）以上の高さに達するように設置する。
 - ☐ ロ. 窓台の高さが300mm以上650mm未満の場合、窓台から800mm以上の高さに達するように設置する。
 - ☐ ハ. 窓台の高さが300mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
8. 廊下及び階段（高さ1m以下の階段を除く。）には、転落防止のための手すりを開放されている側に次のいずれかにより設置する。
 - ☐ イ. 腰壁の高さが650mm以上800mm未満の場合、床面（階段にあっては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設置する。
 - ☐ ロ. 腰壁の高さが650mm未満の場合、腰壁から800mm以上の高さに達するように設置する。
9. 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁又は窓台（腰壁又は窓台の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下とする。

- 1.5.2 手すりの取付等・手すりの取付等、手すり取付下地については、それぞれⅢ-3.5.2（手すりの取付等）、手すり取付下地 Ⅲ-3.5.3（手すり取付下地）の項による。

留意事項

手すりの設置箇所 公庫バリアフリー基準では、住宅内部で最も危険とされる住戸内階段と浴室内部について手すりの設置を規定しているが、その他の空間についても次の表を参考に設置又は設置準備をしておくことが望ましい。

表 3.5.1 (参考) 手すりの設置又は設置準備に係る基準と、より望ましい措置

手すり設置箇所		公庫バリアフリー基準	性能表示基準 (等級 3)	性能表示基準 (等級 4)	性能表示基準 (等級 5)
玄 関		——	設置準備する	設置する	設置する
住戸内階段	勾配 ≤ 45°	片側設置	片側設置	片側設置	両側設置
	勾配 > 45°		両側設置	両側設置	両側設置
便 所		——	設置する	設置する	設置する
脱衣室・洗面所		——	設置準備する	設置する	設置する
浴 室		設置する	設置する (浴槽出入用)	設置する (浴槽出入用)	設置する (浴室出入、浴槽出入、 浴槽内での立ち座り、 姿勢保持、洗いの立 ち座り用)

1.6 廊下及び出入口の幅員

- 1.6.1 廊下及び出入口の幅員の確保
- 住宅内の廊下のうち1.3.1の1に掲げる部分相互間をつなぐ廊下の幅は780mm (柱の出ている部分にあっては750mm) 以上とする。
 - 出入口の幅員については次による。
 - 高齢者等の寝室のある階の全居室の出入口の幅員は次のいずれかに該当するものとする。
 - ☐ (イ) 出入口の有効幅員を750mm以上とする。
 - ☐ (ロ) やむを得ず将来の改造 (構造耐力上主要な部分である柱又は壁の撤去若しくは改造を要しないものに限る。) により出入口の幅を確保する場合は、開口部枠を取り外した開口の内法 (ラフ開口幅) を750mm以上とする。
 - 浴室の出入口の幅員は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ☐ (イ) 出入口の有効幅員を600mm以上とする。
 - ☐ (ロ) 出入口の開口部枠の内法幅を600mm以上とする。
 - イ及びロの他日常生活空間内の出入口の幅員は、750mm以上とする。
- 1.6.2 内 壁 下 地 内壁下地については、Ⅲ-3.6.2 (内壁下地) の項による。

1.7 寝室、便所及び浴室

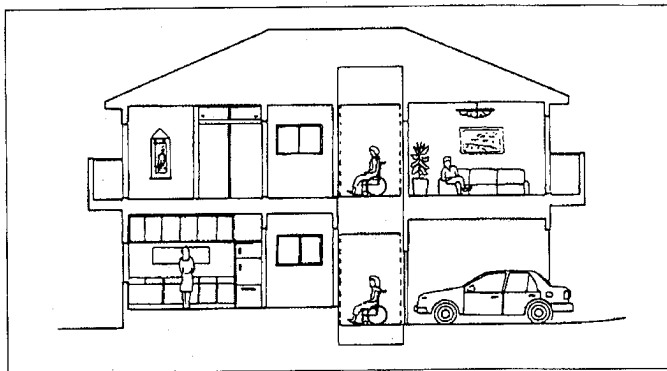
- 1.7.1 寝室、便所及び浴室の規模
- 浴室は、短辺方向の内法寸法を1,300mm以上、かつ有効面積 (内法寸法による面積) を2.0㎡以上とする。
 - 便所は、次のいずれかに掲げるものとし、かつ、当該便所の便器を腰掛け式とする。
 - ☐ イ. 長辺 (軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) が内法寸法で1,300mm以上であること。
 - ☐ ロ. 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離 (ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) が500mm以上であること。
 - 高齢者等の寝室の面積は内法寸法で9㎡以上であること。

- 1.8 その他の配慮 バリアフリーに係るその他の配慮事項は、Ⅲ-3.8 (その他の配慮) の項による。

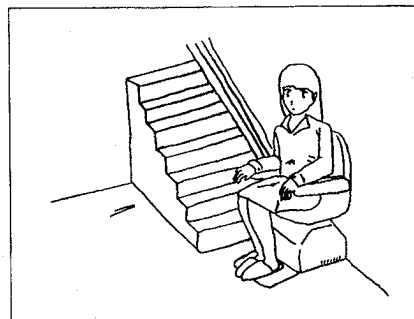
1.9 高齢者等対応設備を併設する場合の仕様

- 1.9.1 適用 バリアフリー住宅工事に高齢者等対応設備を併設する場合の技術基準に適合する住宅の仕様は、本項1.9.2、1.9.3、1.9.4、1.9.5、1.9.6、1.9.7のいずれかによる。
- 1.9.2 ホームエレベーター 高齢者等の寝室と食事室又は玄関が同一階にない住宅には、ホームエレベーターを設置する。
- 1.9.3 階段昇降機 高齢者等の寝室と食事室又は玄関が同一階にない住宅には、階段昇降機を設置する。
- 1.9.4 移動用リフト 移動用リフトは、寝室と便所、浴室等との間の移動を容易にするための設備として天井にレールを固定したものとする。
- 1.9.5 高齢者等配慮型浴室 高齢者等配慮型浴室の各部の寸法、構造等は次のイからニとする。
イ. 浴室の短辺は、内法を1,400 mm以上とし、その有効面積は2.5 m²以上とする。
ロ. 浴室の床は段差のない構造とし、脱衣室の床と浴室の床との段差は20 mm以下（浴室の床にすのこを設置する場合の段差の寸法は、すのこ上面からの寸法とする。）とする。
ハ. 出入口の有効幅員は、内法を650 mm以上とし、建具は緊急時の救助に支障のない構造とする。
ニ. 浴槽の縁の高さは、浴室の床から300 mm以上500 mm以下（浴室の床にすのこを設置する場合の浴槽の縁の高さは、すのこ上面からの高さとする。）とし、浴槽の出入りのための手すりを設置する。
- 1.9.6 高齢者等配慮型キッチン・洗面所・便所 高齢者等配慮型キッチン・洗面所・便所は、それぞれイからハに定める構造とする。
イ. 炊事室の流し台を、いす座又は車いすによる使用に配慮された構造とする。
ロ. 便所の各部の寸法等を、次の(イ)から(ハ)とする。
(イ) 間口及び奥行は、それぞれ内法を1,350 mm以上とする。
(ロ) 出入口の幅は、内法を750 mm以上とし、建具は緊急時の救助に支障のない構造とする。
(ハ) 手すりを設置する。
ハ. 洗面所の洗面器は、いす座又は車いすによる使用に配慮された構造とする。
- 1.9.7 スプリンクラー設備等 高齢者等の日常生活の安全性を確保するために設置するスプリンクラー設備等は、次のイからハに掲げるすべての設備を設置する。
イ. 火災警報器をすべての居室（高齢者等の寝室、炊事室及び玄関が同一階にある住宅にあつては、当該階の居室に限ることができる。次号において同じ。）に設置する。
ロ. スプリンクラー設備等をすべての居室に設置する。
ハ. 通報装置を、高齢者等の寝室、便所及び浴室から居間等に対し非常の際に通報できるものを設置する。

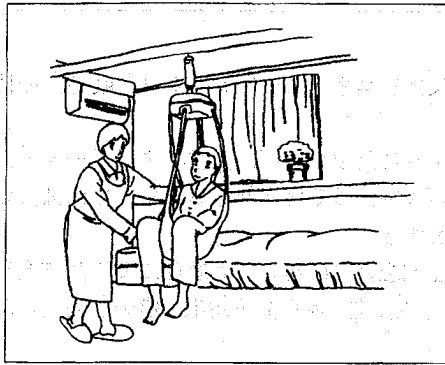
参考図 1.9.2 ホームエレベーター



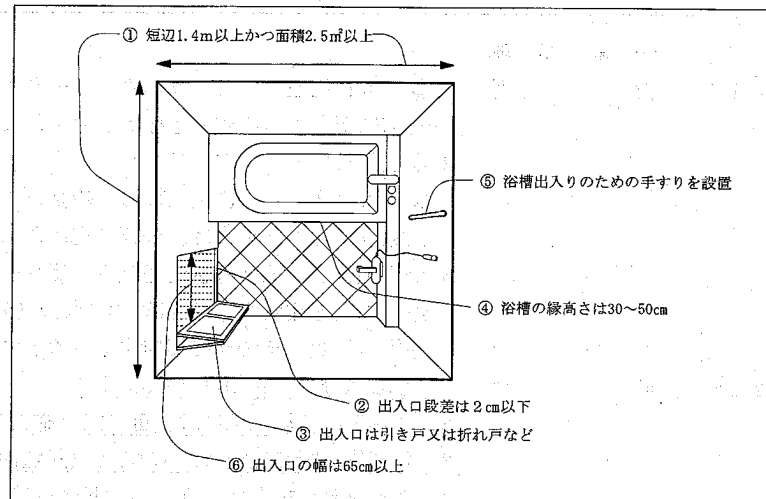
参考図 1.9.3 階段昇降機



参考図 1.9.4 移動用リフト



参考図 1.9.5 高齢者等配慮型浴室

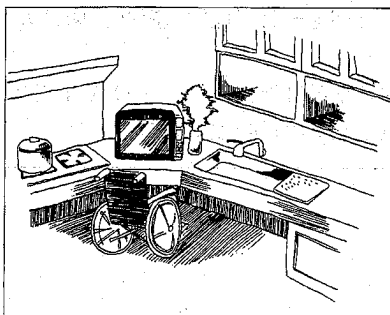


・①から⑥を満たすこと

参考図 1.9.6 高齢者等配慮型キッチン・洗面所・便所

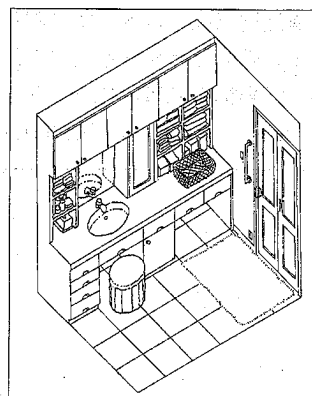
(次のアからウのすべての工事を行うことが必要)

ア. キッチン



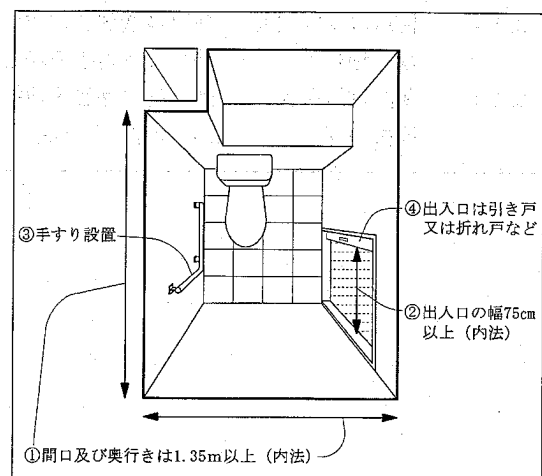
・いす座又は車いすの使用に配慮したもの

イ. 洗面所



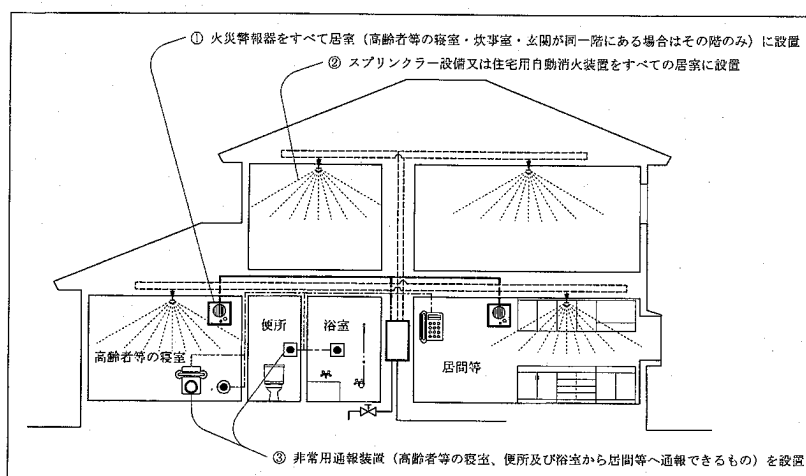
・いす座又は車いすの使用に配慮したもの

ウ. 便所



・①から④を満たすこと

参考図 1.9.7 スプリンクラー設備等



・①から③を満たすこと

2. 省エネルギー住宅工事（一般型）の仕様

2.1	一般事項	
2.1.1	総則	1. 基準金利住宅のうち、省エネルギータイプ又は省エネルギー住宅工事（一般型）の技術基準に適合する住宅の仕様はこの項による。 2. 本項におけるアンダーライン「<u> </u>」の付された項目事項は、省エネルギータイプ又は省エネルギー住宅工事（一般型）の技術基準に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。 3. 公庫融資上、公社分譲住宅融資、優良分譲住宅融資又は建売住宅融資により基準金利適用住宅を建設する場合は、本項2.7（公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様）を併せて実施するものとする。
2.1.2	適用	1. <u>地域区分は、Ⅱ-9.1.1の3による。</u> 2. <u>断熱工事の施工部位は、Ⅲ-1.2（施工部位）による。</u> 3. <u>各部位の断熱性能は、本項2.2（断熱性能）による。</u> 4. <u>断熱材等の施工は、Ⅱ-9.4（断熱材等の施工）による。</u> 5. <u>地域Ⅰにおいては、本項2.3（気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合））若しくは2.4（気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合））及び2.5（開口部の断熱性能）を併せて実施するものとし、地域Ⅱ及びⅢにおいては、2.5（開口部の断熱性能）を併せて実施するものとする。</u>
2.1.3	断熱材	断熱材の品質、形状及び種類は、Ⅱ-9.1.2（断熱材）の項による。
2.1.4	構造材及び主要な下地材	断熱構造部を構成する構造材（柱、はり、横架材等）及び主要な下地材（間柱、床根太等）には含水率20%以下の乾燥した材料を用いる。
2.1.5	断熱材の保管・取扱い等	断熱材の保管・取扱い、断熱構造工事に係る養生、注意事項はそれぞれ、Ⅱ-9.1.4（断熱材の保管・取扱い）、Ⅱ-9.1.5（養生）、Ⅱ-9.1.6（注意事項）の項による。

2.2 断熱性能

2.2.1 一般事項

断熱材の厚さは、この項による。ただし、公庫が別に定める熱貫流率又は熱抵抗の値を用いて断熱材の厚さを決定する場合の断熱性能は、この項によらず特記による。

2.2.2 断熱材の種類

断熱材の種類は、Ⅱ-9.3.2（断熱材の種類）の項による。

2.2.3 断熱材の厚さ

断熱材の厚さは、地域区分、施工部位、断熱材の種類に応じ、次表に掲げる数値以上の厚さとする。なお、次表で気密住宅とする場合は、Ⅲ-1.5もしくはⅢ-1.6の気密工事を行う。（「必要な熱抵抗値」の単位は $\text{m}^2 \cdot \text{K}/\text{W}$ ）

【早見表の活用にあたっての注意】

- 以下の早見表は断熱材の各グループのうち、熱伝導率の最大値を用いて算出した厚さを5mm単位で切り上げたものである。従って、使用する断熱材によっては必要厚さを早見表に掲げる数値よりも低い値とすることが可能であり（巻末の表「熱抵抗の値を得るための断熱材厚さ」を用いて決定する）、この場合の断熱材の種類・厚さは特記する。
- 「土間床等の外周部」の断熱材の厚さは、基礎の外側、内側又は両側に地盤面に垂直に施工される断熱材の厚さを示す。なお、断熱材の垂直方向の深さは基礎底盤上端から基礎天端まで、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとする。

- 地域Ⅰにおける住宅は気密住宅（Ⅲ-1.5もしくはⅢ-1.6）とし、断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		4.3	225	215	195	175	150	125	95
壁		2.4	125	120	110	100	85	70	55
床	外気に接する部分	3.7	195	185	170	150	130	105	85
	その他の部分	2.4	125	120	110	100	85	70	55
土間床等 の外周部	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
	その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15

- 地域Ⅱにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.7	90	85	80	70	60	50	40
壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
床	外気に接する部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
	その他の部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
土間床等 の外周部	外気に接する部分	0.1	10	5	5	5	5	5	5
	その他の部分								

(2) 気密住宅以外とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
壁		1.2	65	60	55	50	45	35	30
床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
	その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
外気に接する土間床等の外周部		0.4	25	20	20	20	15	15	10

3. 地域Ⅲにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
床	外気に接する部分	1.8	95	90	85	75	65	55	40
	その他の部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
土間床等 の外周部	外気に接する部分	0.1	10	5	5	5	5	5	5
	その他の部分								

(2) 気密住宅以外とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
壁		1.2	65	60	55	50	45	35	30
床	外気に接する部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
	その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
外気に接する土間床等の外周部		0.4	25	20	20	20	15	15	10

4. 地域Ⅳにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
床	外気に接する部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
土間床等 の外周部	外気に接する部分								
	その他の部分								

(2) 気密住宅以外とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
床	外気に接する部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
	その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
外気に接する土間床等の外周部									

5. 地域Ⅴにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
床	外気に接する部分	0.7	40	35	35	30	25	20	20
	その他の部分	0.3	20	15	15	15	15	10	10
土間床等	外気に接する部分								

の外周部	その他の部分								
------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 気密住宅以外とする場合

断熱材の厚さ 部位		必要な 熱抵抗値	断熱材の種類と厚さ（単位：mm）						
			A－1	A－2	B	C	D	E	F
屋根又は天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
床	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
	その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
外気に接する土間床等の外周部									

2.2.4 断熱材の厚さ・
熱抵抗値の特例

1つの部位で断熱材の厚さ又は熱抵抗値を減ずる場合には、以下のいずれかの方法により行うものとする。ただし、2、3及び4の項目は、いずれか1つのみ適用できるものとする。

1. 1つの部位で断熱材の厚さ又は熱抵抗値を減ずる場合は、他のすべての部位の断熱材の厚さ又は熱抵抗値に、当該部位で減じた断熱材の厚さ又は熱抵抗値を付加するものとする。

2. 外壁の一部で熱抵抗値を減ずる場合は、次のイ、ロ又はハのいずれかの方法で当該部分で減じた熱抵抗値を補完するものとする。ただし、熱抵抗値を減ずる部分の面積は、開口部を除く外壁面積の30%以下とする。

☐イ. 他の外壁で補完する場合は、当該壁で減じた熱抵抗値を他の外壁の熱抵抗値に付加する。

☐ロ. 屋根又は天井で補完する場合は、当該壁で減じた熱抵抗値を屋根又は天井の熱抵抗値に付加する。

☐ハ. 床で補完する場合は、当該壁で減じた熱抵抗値を床の熱抵抗値に付加する。

3. II～V地域において、外壁の一部で熱抵抗値を減ずる場合は、次のイの方法で当該部分で減じた熱抵抗値を補完するものとする。ただし、減じることができる熱抵抗値は当該部分の基準値の1/2を上限とする。

☐イ. 開口部で補完する場合は、以下のいずれかによる。ただし、熱抵抗値を減ずる部分の面積は、開口部を除く外壁面積の30%以下とする。

☐①全ての開口部の建具を、地域区分に応じ、次の表のとおりとする。

地域区分	II	III	IV・V
開口部の建具	2.5.1の1 の項による	2.5.1の2 の項による	2.5.1の3 の項による

☐②全ての開口部の熱貫流率を、地域区分に応じ、次の表に掲げる数値以下とする。

地域区分	II	III	IV・V
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	2.33	3.49	4.65

4. 屋根で熱抵抗値を減ずる場合は、地域区分に応じ、次のイ又はロのいずれかの方法で当該部分で減じた熱抵抗値を補完するものとする。ただし、減じることができる熱抵抗値は当該部分の基準値の1/2を上限とする。

☐イ. 外壁で補完する場合は、減じた熱抵抗値の0.3倍以上を外壁の断熱材の熱抵抗値に付加する。(I～V地域)

☐ロ. 開口部で補完する場合は、以下のいずれかによる。(II～V地域に限る)

☐①全ての開口部の建具を、地域区分に応じ、次の表のとおりとする。

地域区分	II	III	IV・V
開口部の建具	2.5.1の1 の項による	2.5.1の2 の項による	2.5.1の3 の項による

☐②全ての開口部の熱貫流率を、地域区分に応じ、次の表に掲げる数値以下とする。

地域区分	II	III	IV・V
熱貫流率 (W/(m ² ・K))	2.91	4.07	4.65

2.3 気密工事（充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）

2.3.1 一般事項

1. 地域Ⅰにおいては気密工事を行う。
2. 充填断熱工法又は繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による気密工事はこの項による。
3. この項に掲げる仕様以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。

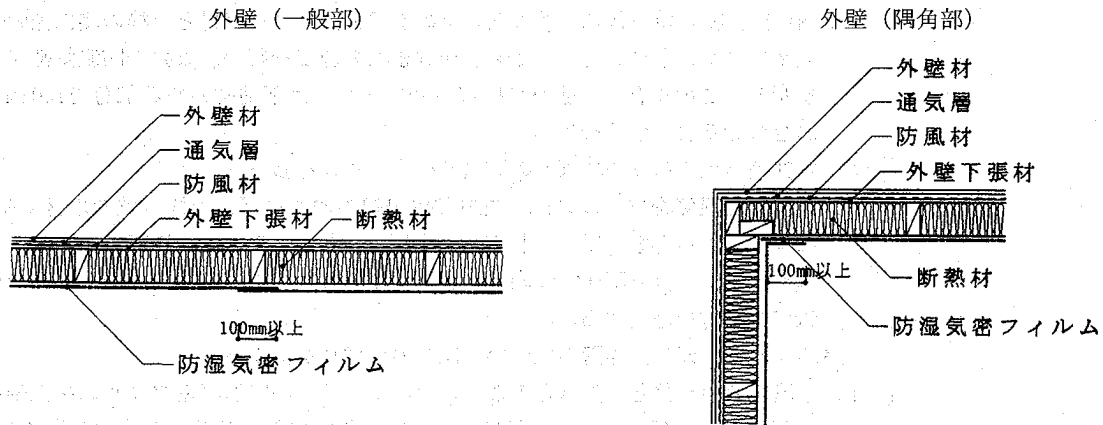
2.3.2 材料・工法一般

1. 気密工事に使用する防湿気密フィルムは、JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に適合するもの又はこれと同等以上の防湿性、強度及び耐久性を有するもので、厚さ0.1mm以上のものとする。また、寸法は所定の重ね寸法が確保できるものとし、できるだけ幅広の長尺フィルムを用いる。
2. 防湿気密フィルムは連続させ、隙間のできないように施工する。また、継ぎ目は下地材のある部分で100mm以上重ね合わせ、その部分を合板、せっこうボード、乾燥した木材等ではさみつける。
3. 気密層の連続性を確保するため、気密材の継目の生じる部分に使用する気密補助材には以下の材料その他これらに類する材料を用いる。
 - イ. 気密テープ（ブチル系テープ、アスファルト系テープ等気密性又は水密性のあるものとし、経年によって粘着性を失わないもの）
 - ロ. 気密パッキン材（気密性のあるものとし、経年によって弾力性を失わないもの）
 - ハ. 現場発泡断熱材
 - ニ. シーリング材（経年によって弾性と付着力を失わないもの）

2.3.3 壁、床、天井（又は屋根）の施工

1. 防湿気密フィルムは、継ぎ目を縦、横とも下地材のある部分で100mm以上重ね合わせ、留め付ける。
2. 留付けはタッカー釘を用い、継ぎ目部分は200～300mm程度の間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。
3. 防湿気密フィルムの端部は、下地材のある部分で気密テープを用いて留め付けるか、木材等で挟みつけ釘留めする。
4. 中間階床の横架材部分（端根太又は側根太）に乾燥木材（含水率19%以下のものをいう。以下同じ。）を使用した場合には、その部分に防湿気密フィルムを張らないことができる。
5. 床に防湿気密フィルムを張らない場合は次のいずれかによる。
 - ☐イ. 側面に本ざね加工のある厚さ15mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード（以下、「床合板等」という。）を突き合わせる。
 - ☐ロ. 厚さ15mm以上の床合板等を突き合わせ、その突き合わせ部に床用現場接着剤を塗布する。
 - ☐ハ. 床下張材に厚さ15mm未満の床合板等の通気性の低い乾燥した面材を用い、その継ぎ目を気密補助材で処理する。

参考図 2.3.3 壁の施工例



2.3.4 壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工

1. 防湿気密フィルムは、屋根又は天井と壁、壁と床の取合い部、壁の隅角部で、これを構成する各部位が外気等に接する部分においては、下地材のある部分で100mm以上重ね合わせる。
2. 留付けはタッカー釘を用い、継ぎ目部分は200～300mm程度の間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。
3. 最下階の床と外壁の取合い部は、次のいずれかによる。
 - ☐イ. 外壁に用いる防湿気密フィルムを、床合板等に100mm以上延ばして留め付ける。
 - ☐ロ. 外壁の防湿気密フィルム端部を外壁下枠（乾燥木材に限る。）に本項2.3.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）の3により留め付ける。
4. その他の階の床と外壁の取合い部は、次のいずれかによる。
 - ☐イ. 下階の外壁の壁枠組の際に先張りの防風材を上枠及び頭つなぎに沿って壁の防湿気密フィルムと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせて張る。この場合に、先張りの防風シートは、上階の外壁の防湿気密フィルムとの重ねが取れる幅（400mm内外）を上枠及び頭つなぎの外側に出しておく。上階の外壁の壁枠組みの際に、上枠及び頭つなぎの外側に出た先張りの防風材を外壁の防湿気密フィルム側に回り込ませ外壁の防湿気密フィルムに下地材のある部分で100mm以上重ね合わせて張る。
 - ☐ロ. 上階の端根太ころび止め（添え側根太）の屋内側又は屋外側には25mm以上の防湿性のある板状断熱材を張り付ける。この場合下階の外壁の防湿気密フィルムはシーリング材又は気密テープにより板状断熱材に留め付ける。上階の外壁の防湿気密フィルムは100mm以上室内側に延ばして留め付ける。
 - ☐ハ. 外壁に用いる防湿気密フィルムを外壁と下階の天井との取合い部で折り曲げ、天井に沿って延ばし、床根太又はころび止めに留め付ける。上階の床はロに準ずる。
 - ☐ニ. 下階の外壁防湿気密フィルム端部は下階の頭つなぎ材（乾燥木材に限る。）に、上階の防湿気密フィルム端部は上階の下枠（乾燥木材に限る。）に、本項2.3.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）の3により留め付ける。なお、下階の頭つなぎ、側根太、端根太（添え側根太、端根太ころび止め）、上階の下枠等を配管・配線等が貫通する場合は、その部分で隙間が生じないよう気密補助材を施工する。
5. 外壁と内部壁枠組の取合い部は、次のいずれかとする。
 - ☐イ. 内部壁枠組の組立前に、内部壁枠組の取付く部分に先張り防湿気密フィルムを張る。この場合、先張り防湿フィルムは外壁の防湿気密フィルムと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせるよう留め付ける。
 - ☐ロ. 内部壁枠組の組立前に、外壁の防湿気密フィルムを張る。
 - ☐ハ. 外壁の防湿気密フィルム端部を内部壁の壁枠材（乾燥木材に限る。）に本項2.3.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）の3により留め付ける。なお、外壁と取り合う内部壁枠組の壁枠材を配管・配線等が貫通する場合は、その部分で隙間が生じないよう気密補助材を施工する。

6. 屋根の直下の天井（又は屋根）と内部壁枠組の取合いは、次のいずれかとする。

- ☐イ. 内部壁枠組の組立後に、頭つなぎ材の上部又は頭つなぎ材と上枠の間に先張り防湿気密フィルムを留め付けてから、天井根太の施工を行い、天井の防湿気密フィルムを張る。この場合、先張りの防湿気密フィルムは下地材のある部分で100mm以上重ね合わせるよう留めつける。
- ☐ロ. 内部壁枠組の組立前に天井の防湿気密フィルムを張る。
- ☐ハ. 天井の防湿気密フィルム端部を内部壁枠組の頭つなぎ、上枠（乾燥木材に限る。）に本項2.3.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）の3により留め付ける。なお、頭つなぎ、上枠を配管・配線等が貫通する場合は、その部分で隙間が生じないように気密補助材を施工する。

7. 下屋部分の床、天井、外壁の取合い部は次のいずれかによる。

- ☐イ. 下屋部分の天井と上階床との取合いは、下屋天井の防湿気密フィルムを上階の位置より室内側へ延ばし、留め付ける。上階の外壁に用いる防湿気密フィルムは100mm以上室内側に延ばし、留め付けるとともに外壁下枠と床合板等の取合い部に隙間が生じないように気密補助材を施工する。
- ☐ロ. 吊天井とする場合の下屋部分の天井と上階床との取合いはせっこうボード受材（野縁）の下端と同寸法になるように下地材を取り付け、上階外壁下部の添え側根太又は端根太ころび止めの内部に取り付けた板状断熱材等の下屋天井の防湿気密フィルムをシーリング材又は気密テープにより留め付ける。上階の外壁と上階床との取合いはイに準ずる。
- ☐ハ. 下屋天井の防湿気密フィルムの端部は床枠組材の端根太、側根太又は下地材等（乾燥木材に限る。）に留め付ける。上階外壁の防湿気密フィルムの端部は壁枠組の下枠（乾燥木材に限る。）へ留め付ける。
- ☐ニ. 吊天井とする場合の下屋天井の防湿気密フィルムを気密テープ又は押え材により、添え側根太又は端根太ころび止め（乾燥木材に限る。）に留め付ける。

2.3.5 ボード状繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合

ボード状繊維系断熱材を用いた外張断熱工法による場合の防湿気密フィルムの施工は次による。

- イ. 防湿気密フィルムは縦横ともたて枠・下地材・たる木又は屋根下張板などの外側（断熱材の内側）に施工し、その取合い部は下地材のある部分で100mm以上重ね合わせ、留め付ける。
- ロ. 防湿気密フィルムは屋根と外壁部、外壁部と床の取合い部、外壁の隅角部などの取合い部では下地材のある部分で100mm以上重ね合わせ、留め付ける。
- ハ. 留付けはタッカー釘を用い、継目部分は200～300mm程度の間隔に、たるみ、しわのないように張る。

2.3.6 基礎断熱部の取合い

基礎を断熱し、基礎部分を気密層とする場合には、土台と基礎の間に気密材又は、気密補助材を施工すること等により当該部分に隙間が生じないようにする。なお、基礎断熱とした場合は、最下階の床には気密層を施工しない。

2.3.7 注 意 事 項

1. 開口部等の周り、設備配管周り等について気密層の連続性が確保できるよう入念な施工を行う。
2. 換気設備は、必要な換気量及び適正な換気経路が確保できるものとする。
3. 暖房器具は、室内空気を汚染しないものを設置するか又は設置することができるものとする。

留意事項

気密住宅

この項でいう気密住宅とは、床面積1平方メートル当たり相当隙間面積が 5.0 cm^2 以下の住宅をいう。地域Ⅰでは、高い断熱性能が要求されるため、この項で示す気密工事を行わなければならない。また地域Ⅱにおいても、この項で示す気密工事を行うことが望ましい。

2.4 気密工事（発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合）

2.4.1 一般事項

1. 地域Ⅰにおいては気密工事を行う。
2. 発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法による場合の各部位の気密工事はこの項による。
3. この項に掲げる仕様以外の仕様とする場合は、公庫の認めたものとする。

2.4.2 材料・工法一般

1. 気密工事に使用する防湿気密フィルムは、JIS A 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に適合するもの又はこれと同等以上の防湿性、強度及び耐久性を有するもので厚さ0.1mm以上のものとする。また、寸法は所定の重ね寸法が確保できるものとし、できるだけ幅広の長尺フィルムを用いる。
2. 気密工事に使用する透湿防水シートはJIS A 6111（透湿防水シート）に適合するもの又はこれと同等以上の気密性、強度及び耐久性を有するものとする。また、寸法は所定の重ね寸法が確保できるものとし、できるだけ幅広の長尺フィルムを用いる。
3. 防湿気密フィルムは連続させ、隙間のできないように施工する。また、継ぎ目は下地材のある部分で100mm以上重ね合わせ、その部分を合板、せっこうボード、乾燥した木材、発泡プラスチック系断熱材等ではさみつける。
4. 気密層の連続性を確保するため、気密材の継目の生じる部分に使用する1.5.2（材料・工法一般）の4に掲げる気密補助材を用いる。

2.4.3 壁、屋根及びその取合い部の施工

1. 壁、屋根及びその取合い部の施工は、次のいずれかとする。なお、気密材のうち板状の材料の相互の継ぎ目又はその他の材料との継ぎ目には、気密補助材を施工する。
 - ☐イ. 外張断熱に用いた発泡プラスチック系断熱材の継ぎ目を、気密補助材を用いて隙間が生じないように施工する。
 - ☐ロ. 2層以上の発泡プラスチック系断熱材の継ぎ目が重ならないように張る。
 - ☐ハ. 発泡プラスチック系断熱材の屋内側に厚さ0.1mm以上の防湿気密フィルムを張る。
 - ☐ニ. 発泡プラスチック系断熱材の屋内側に構造用合板など通気性の低い乾燥した面材を張る。
 - ☐ホ. 発泡プラスチック系断熱材の屋外側に透湿防水シートを張る。
2. 屋根と壁の取合い部及び壁の隅角部においては、気密補助材を利用して、隙間が生じないようにする。
3. 外壁を発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法とし、床又は天井を充填断熱工法とする場合には、床、天井の施工はⅢ-1.5.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）により、床と外壁、天井と外壁との取合い部の施工はⅢ-1.5.4（壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工）による。
4. 屋根を発泡プラスチック系断熱材を用いた外張断熱工法とし、外壁を充填断熱工法とする場合には、外壁の施工はⅢ-1.5.3（壁、床、天井（又は屋根）の施工）により、屋根と外壁との取合い部の施工はⅢ-1.5.4（壁、床、天井（又は屋根）の取合い部等の施工）による。

2.4.4 基礎断熱部の取合い等

基礎断熱部の取合い、注意事項についてはそれぞれ1.5.6（基礎断熱部の取合い）、1.5.8（注意事項）による。

2.5 開口部の断熱性能

2.5.1 開口部建具の種類

1. 地域Ⅰにおける開口部は次による。

イ. 窓又は引戸は次のいずれかとする。

- ☐ (イ) ガラス単板入り建具の三重構造であるもの
- ☐ (ロ) ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層12mm以上）入り建具との二重構造であるもの
- ☐ (ハ) ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12mm以上）入り建具との二重構造であって、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの
- ☐ (ニ) 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51（単位は $W/(m^2 \cdot K)$ ）。以下同じ）以下のもの
- ☐ (ホ) 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下のもの

ロ. 窓、引戸又は框ドアは次のいずれかとする。

- ☐ (イ) 低放射複層ガラス（空気層12mm以上）又は3層複層ガラス（空気層が各12mm以上）入り建具であって、木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの
- ☐ (ロ) 木製、プラスチック製、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもの

ハ. ドアは次のいずれかとする。

- ☐ (イ) 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分を低放射複層ガラス（空気層12mm以上）、3層複層ガラス（空気層が各12mm以上）又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもののいずれかとする。
- ☐ (ロ) 金属製熱遮断構造の枠と断熱フラッシュ構造扉で構成される建具であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分を低放射複層ガラス（空気層12mm以上）、3層複層ガラス（空気層が各12mm以上）又はガラス中央部の熱貫流率が2.08以下のもののいずれかとする。

2. 地域Ⅱにおける開口部は次による。

イ. 窓又は引戸は次のいずれかとする。

- ☐ (イ) ガラス単板入り建具の二重構造で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であるもの
- ☐ (ロ) ガラス単板入り建具の二重構造で、枠が金属製熱遮断構造であるもの
- ☐ (ハ) ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層6mm以上）入り建具との二重構造であるもの
- ☐ (ニ) 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下のもの

ロ. 窓、引戸又は框ドアは次のいずれかとする。

- ☐ (イ) 複層ガラス（空気層6mm以上）入り建具で木製又はプラスチック製のもの
- ☐ (ロ) ガラス単板2枚使用（中間空気層12mm以上）、複層ガラス（空気層12mm以上）又は低放射複層ガラス（空気層6mm以上）入り建具であって、木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のいずれかであるもの
- ☐ (ハ) ガラス単板2枚使用（中間空気層12mm以上）、複層ガラス（空気層12mm以上）又は低放射複層ガラス（空気層6mm以上）入り建具であって、金属製熱遮断構造であるもの
- ☐ (ニ) 木製又はプラスチック製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下のもの
- ☐ (ホ) 木と金属の複合材料製又はプラスチックと金属の複合材料製のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下のもの
- ☐ (ヘ) 金属製熱遮断構造のガラス入り建具であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下のもの

ハ. ドアは次のいずれかとする。

	☐ (イ) 木製建具で扉が断熱積層構造であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分をガラス単板2枚使用(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層12mm以上)、低放射複層ガラス(空気層6mm以上)又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下のもののいずれかとする。
	☐ (ロ) 金属製熱遮断構造の枠と断熱フラッシュ構造扉で構成される建具であるもの。なお、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分をガラス単板2枚使用(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層12mm以上)、低放射複層ガラス(空気層6mm以上)又はガラス中央部の熱貫流率が3.01以下のもののいずれかとする。
	3. 地域Ⅲにおける開口部は次による。 イ. 窓又は引戸はガラス単板入り建具の二重構造とする。 ロ. 窓、引戸又は框ドアは次のいずれかとする。 ☐ (イ) ガラス単板2枚(中間空気層12mm以上)入り建具。 ☐ (ロ) 複層ガラス(空気層6mm以上)入り建具。 ☐ (ハ) ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下のものとする。 ハ. ドアは次のいずれかとする。 ☐ (イ) 扉がフラッシュ構造の建具であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分をガラス単板2枚使用(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層6mm以上)又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下のもののいずれかとする。 ☐ (ロ) 扉が木製の建具であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分をガラス単板2枚使用(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層6mm以上)又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下のもののいずれかとする。 ☐ (ハ) 扉が金属製熱遮断構造パネルの建具であるもの。ただし、ガラス部分を有するものにあつては、ガラス部分をガラス単板2枚使用(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層6mm以上)又はガラス中央部の熱貫流率が4.00以下のもののいずれかとする。
	4. 上記1から3に掲げるもの以外の建具とする場合は、次による。 イ. 地域Ⅰにおいて建設する場合にあつては熱貫流率が2.33以下のもの。 ロ. 地域Ⅱにおいて建設する場合にあつては熱貫流率が3.49以下のもの。 ハ. 地域Ⅲにおいて建設する場合にあつては熱貫流率が4.65以下のもの。
2.5.2 開口部の気密性	地域Ⅰにおける開口部に用いる建具(2.5.1の4に該当する建具は除く。)はJIS A 4706(サッシ)に定める気密性等級「A-3」又は「A-4」を満たすものとする。
2.5.3 注 意 事 項	1. 建具の重量によって、窓台、まぐさ等の建具取り付け部の有害な変形が生じないように配慮をする。 2. 建具の取り付け部においては、漏水及び構造材の腐朽を防止するためにすき間が生じないようにする。
2.5.4 地域Ⅳ、Ⅴにおける開口部の断熱性能	地域Ⅳ、Ⅴにおいて開口部断熱工事の技術基準に適合する住宅とする場合の開口部(浴室、便所等を除く。)は本項2.5.1の1、2、3又は4に掲げるものとする。

留意事項

開口部の断熱性能

I～Ⅲ地域において建設する住宅について、基準金利適用住宅(省エネルギータイプ)とする場合、又は省エネルギー住宅(一般型)割増基準に適合する住宅とする場合には、断熱性能の高い開口部とする必要があり、その具体的な仕様は各断熱地域区分ごとに2.5.1(開口部建具の種類)の1、2又は3によることとなる。なお、I地域における開口部については、2.5.2により気密性が確保された開口部を選択する必要があるので注意が必要である。

また、開口部の熱貫流率が試験等によって確認された建具についても、2.5.1の4に示すように各断熱地域区分毎に定められた必要性能に応じて用いることが可能である。

Ⅳ・Ⅴ地域においても、開口部断熱工事を実施して、割増融資(100万円)を受ける場合は、2.5.4にあるとおり断熱性能の良い建具を用いることが必要となる。なお、開口部は熱損失の大きな部位であるため、Ⅳ・Ⅴ地域において

も、できるだけ断熱性能の良い建具を利用することが望ましい。

開口部断熱工事において、断熱化の適用除外となる箇所は、浴室及び便所の開口部の他、建具により廊下等と区別された脱衣室等であるが、断熱の趣旨から考えると、このような箇所もできるだけ断熱することが好ましい。

開口部建具

開口部とは窓（出窓、天窓を含む）、外部に通じるドア（玄関ドア、勝手口ドア）及び引戸などをいう。

・開口部建具の種類は大きく分けると

①建具の構造と一般的なガラスの仕様（複層ガラスの場合は空気層の厚さなど）によるもの

②建具の構造とガラス中央部の熱貫流率によるもの

③建具とガラスをセットにした状態での熱貫流率によるもの

の3種類である。

②における「ガラス中央部の熱貫流率」は、JIS R 3107（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は JIS A 1420（建築用構成材の断熱性測定方法—校正熱箱法及び保護熱箱法）の測定によるものであり、メーカー等がカタログなどに記載している場合もある。なお、この方法による場合は、例えば複層ガラスの空気層の厚さが①で示す厚さ（例 12 mm）よりも薄くても、必要な性能を満たしている建具がある。

・開口部に二重、三重のサッシ（ドア）を使用する場合は、内側ほど気密性、断熱性が高いものを使用することがサッシ（ドア）の間（風除室を含む）の結露を防ぐ上で重要である。

・玄関や勝手口においては、ドアや引戸が単独で使われる場合と風除室が併設される場合がある。後者の場合には次表によることとする。

断熱玄関（勝手口）ドア（引戸）の性能と適用地域における玄関（勝手口）の構成について

性能区分		風除室の必要の有無		
開閉方法	玄関戸の熱貫流率 {W/(m ² ・K)}	I 地域	II 地域	III～V 地域
開き戸 引き戸	2.33 以下	不要	不要	不要
	2.34～2.91	必要	不要	不要
	2.92～3.49	必要	不要	不要
	3.50～4.07	必要	必要	不要
	4.08～4.65	必要（複風除室）	必要	不要
	ガラス単板入り建具と同等の性能 を有する戸（6.51 程度）	必要（複風除室） （注 1）	必要 （注 2）	必要 （注 3）

（注 1） 複風除室とは、風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室をいう。

（注 2） 引き戸を使用する際、開口部を除くすべての部位において 2.2.3（断熱材の厚さ）の 2 に定める断熱材の厚さに 10 mm 以上付加する場合は、風除室は不要とすることができる。

（注 3） 引き戸を使用する際、次のいずれかに該当する場合には、風除室は不要とすることができる。

イ．開口部を除く全部位において 2.2.3（断熱材の厚さ）の 3、4 又は 5 に定める断熱材の厚さに 5 mm 以上付加する。

ロ．天井（又は屋根）のみにおいて 2.2.3（断熱材の厚さ）の 3、4 又は 5 に定める断熱材の厚さに 15 mm 以上付加する。

ハ．天井（又は屋根）において 2.2.3（断熱材の厚さ）の 3、4 又は 5 に定める断熱材の厚さに 10 mm 以上付加するとともに、壁において 2.2.3（断熱材の厚さ）の 3、4 又は 5 に定める断熱材の厚さに 5 mm 以上付加する。

2.6 日射の遮蔽措置 地域Ⅲ、Ⅳ及びⅤにおいて、方位が東北東から南を経て、西北西までの範囲に面する窓には次のいずれかの措置を講じる。

- ☐1. 日射侵入率が0.66以下のガラスを設ける。
- ☐2. 付属部材又はひさし、軒等を設ける。

2.7 公社分譲住宅・優良分譲住宅・建売住宅の付加基準の仕様

2.7.1 一般事項 公庫融資上、公社分譲住宅融資、優良分譲住宅融資または建売住宅融資により基準金利適用住宅を建設する場合は、次による。

1. 住宅の床のうち次に掲げる部分及びこれらの部分相互間をつなぐ廊下（出入口を含む。）の部分は、段差のない構造とする。

イ. 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室（2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものとする）ができる。）が同一階にない場合は、これを含む。）

ロ. 玄関（土間の部分を除く。）

2. 居室の部分の床のうち次のイ～ホに掲げる全てに適合するものとその他の部分の床との間には、300mm以上450mm以下の段差を設けることができるものとする。

イ. 介助用車いすの移動の妨げとならない位置にあること

ロ. 面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること

ハ. 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること

ニ. 長辺（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること

ホ. その他の部分の床より高い位置にあること

3. 住戸内階段には、手すりを設ける。